

## 第5号議案 定款変更の件

下記の通り、定款変更を行います。

変更理由と変更内容：地球温暖化対策法の改正に伴う地域温暖化防止センター業務への事業者向け啓発の追加など、センター業務を中心に多種多様な取組が法人に必要となってきました。そこで、今後は、様々な意見を取り入れながら多種多様な取組に対応した運営ができるように役員の定員を2名増やすこととします。

変更時期：所轄庁（京都市）の認証の日から。

変更箇所：下記の通り。

ただし、これ以外に所轄庁の指導等によって軽微な修正が必要となった場合には、その修正を理事長に一任することとさせていただきます。

変更前	変更後
第4章 役員及び職員等 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 5人～10人	第4章 役員及び職員等 (種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 5人～12人

現行の定款全文は

ホームページ <https://www.kcfca.or.jp/corporate/teikan/> をご覧ください。

